

## と畜検査手数料及びと畜証明手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、と畜検査手数料及びと畜証明手数料の徴収を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市西区中野小屋1631番地 新潟市食肉センター	公益財団法人新潟ミートプラント 理事長 早 福 晃